

意見1 河川敷の除草について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
河川整備関連	<p>(1) 厚木北地区自治会連絡協議会</p> <p>■厚木北地区内を流れる相模川の河川敷には、初夏から雑草が繁茂し、腰高ぐらまで草の背丈が伸びるところも見受けられる。河川敷内の遊歩道は、日常的に散歩等に利用され、地域住民にとって充実した生活を送るうえで、大きな役割を果たしているが、その一方で、火の付いたたばこのポイ捨てなどを危惧しており、住環境の防火対策が住民生活上、大変重要であると認識している。</p> <p>例年、あつぎ鮎まつりの開催に伴い、市により河川敷の除草作業が行われるが、令和2年度は、あつぎ鮎まつりの開催中止により、除草作業が実施されなかった。</p> <p>このため、昨年度、防火対策として三川合流点から小田急線高架下までの河川敷について、当自治会が除草作業の企画・実施を行い、市にもお手伝いをお願いしたが、本来、除草作業は、あつぎ鮎まつりの開催に関わらず、施設管理者が行うべきものであり、本年度以降は市が主体となって行ってほしい。</p>	<p>■一級河川相模川については県が管理していますが、あつぎ鮎まつりを開催する際には、来場者の受入環境を整えるため除草作業を行っています。</p> <p>河川敷の管理について、県に確認をしたところ、流水機能に支障がない河川敷内の遊歩道等については、除草は行わないとのことでした。</p> <p>しかしながら、市としても三川合流点から小田急高架下までの河川敷は、市街地に近く地域にお住まいの市民を含む河川利用者が多いことや防火対策も必要なことは認識していますので、市から県に三川合流点河川敷の除草をするよう働きかけを行い、今年度から県と市で協力して除草を行ってまいります。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■令和3年10月に三川合流点から小田急高架下までの河川敷散策路の除草を市が実施し、令和3年11月に三川合流点河川敷法面の除草を県が実施しました。</p> <p>令和4年度以降についても、県と市で協力して除草を行っていく予定です。</p>	<p>【産業振興部】 観光振興課</p> <p>【都市整備部】 河川ふれあい課</p>

意見2 各自治会への車椅子の貸与について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
福祉・医療・健康	<p>(1) 厚木北地区自治会連絡協議会</p> <p>■令和3年4月時点で、地区内の高齢者は、75歳以上の方が2,328人で、また、65歳以上でひとり暮らし登録をされている方は、本年6月1日現在、305人という状況であった。</p> <p>今後、多くの高齢者が支援を受けながら移動し、日常生活を送ることが想定される中で、移動手段を確保することが課題と考えられるが、現在、地域住民への貸し出し用として、厚木北地区市民センターに配備されている車椅子は1台で、不足感が否めない状況である。</p> <p>これから先、新型コロナウイルスへの感染が落ち着く状況となった場合には、日常生活を始め、敬老事業への参加など、高齢者の移動の機会が多くなることが考えられるため、地区内の11自治会へ車椅子を1台ずつ貸与していただきたい。</p>	<p>■高齢者の日常生活については、年齢が高くなるほど外出の機会が減少し、外出する際の移動などに不安を感じる方が多くなる傾向があり課題であると認識しています。</p> <p>市では、自治会の健全な運営や活動推進のため、地区自治会連絡協議会補助金や自治会活動補助金のほか、地域の課題を自ら解決する組織として設置されている地区市民自治推進組織に対して、地域づくり推進事業補助金を交付しています。</p> <p>車椅子を購入される場合は、それぞれの補助金を活用できますので、御検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、地域の皆様の移動手段として車椅子を御利用される場合には、社会福祉協議会で貸出しも行っていますので、御相談いただければ幸いです。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	<p>【福祉部】 福祉総務課</p> <p>【協働安全部】 市民協働推進課</p>